

(表)

注 意 事 項	国 家 公 務 員 共 済 組 合 特 別 療 養 証 明 書
<p>1 この証は各面をよく読んで大切に持つていてください。</p> <p>2 この証では、資格喪失の際に、現に診療を受けていた傷病及びこれによつて発生した疾病についてのみ、診療が受けられます。診療を受けようとする際には、必ずこの証をその窓口で渡してください。</p> <p>3 この証で診療を受けたときは、次の額を支払ってください。</p> <p>(1) 保険診療の費用 ((2)の費用を除く。)</p> <p>ア 組合員であつた者 3割に相当する額</p> <p>ただし、70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)以後の場合は、2割(ただし、昭和19年4月1日までに生まれた者は1割)に相当する額となります。</p> <p>イ 被扶養者であつた者 3割に相当する額</p> <p>ただし、義務教育就学前(6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで)の場合は2割に相当する額、70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)以後の場合は2割(ただし、昭和19年4月1日までに生まれた者は1割)に相当する額となります。</p> <p>(2) 入院時の食事療養又は生活療養に要する費用 定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額</p> <p>4 この証は、健康保険制度の日雇特別被保険者等として療養の給付等が受けられるようになったとき、組合員等、私学共済制度の加入者等、健康保険制度の被保険者等、船員保険制度の被保険者等、国民健康保険制度の被保険者となつたとき、組合員の資格を喪失してから起算して6月を経過したとき又は診療を受けていた傷病が治つた等のため不要となつたときは、直ちに返納してください。</p> <p>5 裏面の記載事項のうち組合員であつた者又は受給者の氏名又は住所に変更があつたときは、この証を提出するとともに、新旧の氏名又は住所を遅滞なく、届け出てください。</p> <p>6 不正にこの証を使用した者は刑法によつて詐欺罪として懲役の処分を受けます。</p>	<p><input type="radio"/> 国 家 公 務 員 共 済 組 合</p> <p><input type="radio"/> 特 別 療 養 証 明 書</p> <p><input type="radio"/> 共 済 組 合</p>



- 3 受給者が組合員であつた者であるときは、「受給者」欄の「氏名」欄に本人と記載し、他の欄には、斜線を引くこととし、受給者が組合員の退職又は死亡の際に被扶養者であつた者であるときは、それぞれの欄に当該事項を記載すること。
- 4 「性別」欄は、該当しない文字を抹消すること。
- 5 「療養給付記録」欄は、保険医療機関等において次の方法により記載すること。ただし、「受給期限」欄については、特別療養を受けることができる期限を共済組合が記載すること。
  - (イ) 歯について保険診療を行った場合には、患歯の部位を「傷病名」欄に記載すること。
  - (ロ) 「終了年月日」欄には、受給期限が満了するときは、その満了日を記載し、傷病が転帰したときは、その年月日を記載すること。
  - (ハ) 「転帰」欄には、治り、療養の給付の期間満了、転医、死亡又は療養の中止等の別を記載すること。
  - (ニ) 船員組合員であつた者が一部負担金を支払つたときは、その額及びその年月日を「備考」欄に記載すること。
- 6 船員組合員であつた者又はその被扶養者については、本証明書最上欄右側の余白にそれぞれ「船」又は「船被」と表示すること。
- 7 別途組合員であつた者又は受給者に周知することにより、注意事項を省略することができる。